

XI. アメリカ合衆国

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：3 億 2,812 万人（2018 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：6 万 2,518 ドル（2018 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：2.9%（2018 年 IMF 推計） ・ 1 ドル=113.58 円(2018/9/28) 	
2. 金融制度の概要	<p><金融制度> 2018 年 6 月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、資産シェア、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業銀行：(4,832、86.2%、国法銀行法・州法) ・ 貯蓄金融機関：(709、6.2%、国法銀行法・住宅所有者向け貸付法・州法) ・ 信用組合：(5,594、7.6%、信用組合法・州法) ○監督官庁：国法銀行について <ul style="list-style-type: none"> ・ 通貨監督庁（商業銀行、貯蓄金融機関） ・ 全国信用組合管理庁（連邦信用組合） ○預金保険制度：連邦預金保険公社。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 口座当たり 25 万ドルまで保証される。 ○預貯金に関わる税率： <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得、配当所得は総合課税 ・ 1 年以上保有する有価証券の方が税制面で有利 	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行は根拠法により、国法銀行と州法銀行に分かれる。 ○商業銀行は、伝統的に事業会社向けの貸出しを中核事業とするが、今日では個人向け金融商品も多数扱っている。 ○個人もしくは地域の中小企業向けの貸出しを中核とする業態として貯蓄金融機関がある。 ○信用組合の数も多く、共通の絆（コモン・ボンド）によって様々な信用組合が存在する。 ○監督官庁の再編により、貯蓄金融機関は商業銀行と同様の基準で監督に服することになった。
3. 郵便貯金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の郵便貯金は、1911 年に開始されたが、第二次世界大戦後、民間銀行の付保預金や米財務省の貯蓄債券との競合から魅力が低下し、1967 年 7 月に廃止された。 ・ 現在は国内小為替や外国為替サービスなど、一部の金融サービスの提供に留まる。 ・ USPS は 2007 年度から 2017 年度まで、11 期連続して赤字を計上している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2018 年 4 月、民主党議員が郵便銀行法案を提出した。基本的な金融サービスの提供を認めつつ、USPS への銀行免許の付与禁止や、貸出などの伝統的銀行業務の禁止を盛り込んでいる。

<p>4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産（2018年6月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：87.8兆ドル ・ 現金・預金：12.4% ・ 債券：6.0% ・ 投資信託：11.8% ・ 株式・出資金：35.5% ・ 保険・年金準備金：31.6% ・ その他：2.8% ○預金残高シェア（2018年6月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄金融機関 6.9%、信用組合 9.1% ○家計・NPO部門のローン残高（2018年6月末） <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅抵当ローン：10.2兆ドル ・ 消費者ローン：3.9兆ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人金融資産に占める株式、債券、投資信託等のリスク性商品の割合が他国より高い。 ○信用組合は1969年に23,866存在していたが、合併が進み、2018年6月末には5,594まで減少した。他方、組合員数や総資産は増加が続いている。
<p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○金融包摂 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイノリティ及び低所得層向けの金融の取り組みは1977年の地域再投資法（CRA）によって規定された。1989年の法改正でCRAが強化され、金融機関の取り組み状況等が当局の査定対象となった。 ・ しかしこうした取り組みによっても、銀行口座を誰も持たない世帯（Unbanked）や、銀行口座をもついても銀行以外の企業から金融サービスを受ける世帯（Underbanked）が相応に存在する。 ○キャッシュレス化・モバイル決済 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボストン連銀の調査によれば、7割以上の消費者が電子決済、3割以上がモバイル決済を行っている。 ○金融制度改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年、トランプ政権は7つのコア原則を発表し、既存の金融規制がコア原則と整合的かどうか調査するよう財務長官に指示した。指示に基づき、米国財務省は4つの調査報告書を発表した。 ・ 2018年5月にはドッド・フランク法の見直しが行われ、その重点はコミュニティバンクに対する規制緩和である。 	